

## 大阪市立大学飲食等支出基準

## (趣旨)

第1条 この基準は、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）において、教育研究及び業務運営上必要となる飲食物に係る経費の大阪市立大学における取扱いについて定めるものとする。

## (原則)

第2条 飲食物の支出にあつては、社会通念上妥当と判断される範囲内とすることとし、提供する目的、内容、対象者及び場所（原則として、学内）を十分に検討した上で支出するものとする。また、提供する人数および金額は、必要最小限となるように努めなければならない。

## (条件)

第3条 飲食物の提供は、次の各号のいずれかに定める場合に限り支出できるものとする。

- (1) 本法人の運営または教育研究業務を遂行するための会議等が長時間（おおむね2時間以上）に及び、かつ、食事の時間帯に及ぶことから飲食物を提供する必要がある場合
- (2) 本法人の運営または教育研究業務を遂行するための会議等が長時間（おおむね2時間以上）に及ぶことから飲物を提供する場合
- (3) 入試関連業務において拘束時間が長時間（おおむね2時間以上）に及ぶことから飲物の提供が必要な場合
- (4) 国際交流に係るレセプションや国際礼儀上、飲食物を提供する必要がある場合
- (5) 研修会、講習会の講師等に、飲物を提供する場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号にあたるものは、支出することはできない。

- (1) 本法人の役員及び教職員以外の者（学生を除く。）が、含まれていない場合（前項第3号に提供される場合を除く）
- (2) 懇親や接待を目的としたもの
- (3) 提供される飲食物の中にアルコール類が含まれるもの
- (4) 私費を充当して支払う必要があるもの

## (限度額)

第4条 一人当たり提供される飲食物の限度額（税・サービス料別）は次のとおりとする。

- ・昼食代 2,000円（飲物を含む）
- ・夕食代 5,000円（飲物を含む）
- ・飲物 500円（学内で提供する場合）
- ・飲物 1,000円（学外で提供する場合）

(支出手続)

第5条 飲食物の提供による支払を要する場合は、提供する会議等の名称、提供者の一覧および提供内容等、支払いに係る証拠書類を経理事務管理者に提出するものとする。

2 経理事務管理者は、前項の申請を受けた場合、本法人が支払うべき経費であることを確認しなければならない。

3 前項の規定により、当該支払い内容が法人の負担すべき経費ではないと判断した時は、当該経費について支払わない。

(その他)

第6条 本基準の定めにかかわらず、次の各号による場合、支出できるものとする。

(1) 科研費等の外部資金を財源とする場合で、当該財源の使用ルール等に会議費等の取扱いについての明確な記載があり本基準と異なる取扱いとなっている場合に、当該記載のある部分について当該財源の使用ルールによる時。

(2) 「大阪市立大学会議開催等実施並びに所要経費支出決議書」による決裁による時。

2 この基準に定める会議費等を支出する会議等（外国で開催されるものに限る。）の参加者に旅費を支給している場合で、支給する旅費に日当、宿泊料、食卓料を含む場合は、会議費等を支出する飲食代について、公立大学法人大阪教職員等の旅費の支給に関する規程等に定める旅費の調整を行うものとする。

3 本基準により難しい場合は、その都度、事前に経理責任者に協議するものとする。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から実施する。